

平成16年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成16年12月15日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第63号 美唄市収入役事務兼掌
条例制定の件（総務）
2 議案第64号 美唄市特別職の職員の
給与に関する条例及び美唄市教育委
員会の教育長の給与、勤務時間その
他勤務条件に関する条例の一部改正
の件（総務）
3 議案第65号 美唄市都市公園条例の
一部改正の件（経済建設）
第3 議案第66号 美唄市教育委員会委員
任命の件
第4 議案第67号 美唄市教育委員会委員
任命の件
第5 議案第68号 美唄市監査委員選任の
件
第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者推
薦の件
第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者推
薦の件
第8 美唄市選挙管理委員会委員及び同補
充員選挙
第9 意見書案第26号 米政策改革に関する意
見書
第10 意見書案第27号 新たな食料・農業・農
村基本計画策定に関する意見書
第11 意見書案第28号 平成17年度地方交付

税所要総額確保に関する意見書

- 第12 意見書案第29号 美唄市における自衛隊
削減をしないことを求める意見書
第13 意見書案第30号 所得税定率減税に関す
る意見書
第14 意見書案第31号 大規模災害の対策と早
期復旧に関する意見書
第15 意見書案第32号 高齢者虐待防止法の制
定を求める意見書

◎出席議員（22名）

議長	中西 勇 夫 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
6 番	福 庄 計 夫 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
22 番	長 岡 正 勝 君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君
 助役 佐藤昭雄君
 収入役 伊藤順一君
 総務部長 板東知文君
 市民部長 三谷純一君
 保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰君
 経済部長 天野修二君
 建設部長 酒巻進君
 水道部長 加藤誠君
 市立美唄病院事務局長

堀川泰雄君
 消防長 佐藤賢治君
 総務部総務課長 奥山隆司君
 総務部総務課総務係長 阿部良雄君

教育委員会委員長 藤井忠一君
 教育委員会教育長 村上忠雄君
 教育委員会教育部長 吉田讓君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君
 選挙管理委員会事務局長
 稲村秀樹君

農業委員会会長 西館隆志君
 農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
 次長 和田友子君

総務係長 濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 矢部正義君

13番 谷村孝一君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第63号美唄市収入役事務兼掌条例制定の件ないし順序3、議案第65号美唄市都市公園条例の一部改正の件の以上3件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第63号及び議案第64号の以上2件について、内馬場総務委員長。

●総務委員会委員長内馬場克康君（登壇）

ただいま議題となりました議案第63号美唄市収入役事務兼掌条例制定の件及び議案第64号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件の以上2件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月13日、委員会を招集して、審査いたしました。

次に、議案第63号美唄市収入役事務兼掌条例制定の件について、質疑、答弁の主なもの

を申し上げます。

収入役をなぜ置かないのか、置かない理由はどこにあるのかとの質疑に対し、今回の地方自治法の改正で人口10万人以下の市は条例で置かないことができることとなったこと。この場合、いかなる場合のときに置かないことができるという法文上の制限はないが、会計事務が簡素であって、特にそのために独立の機関を置くまでもなく、公正な運営を期することができるということで美唄市自立を含めた行財政改革の一環としての取り組みということで考えているとの答弁がありました。

会計課の職員の業務量の密度が濃くなったり、収入役の仕事を肩がわりするようになるのかとの質疑に対し、収入役を置かないことについて、収入役の事務を兼掌する助役の専決等に関する規定を設けて、これまでの収入役が行っていた一定の職務権限の専決、新たに会計課長に対する専決事務を明確にして、これまでの収入役の業務の一部を会計課長に代決させることができることとする規定もあわせて行い、助役に対して負担のかからないように考えているとの答弁がありました。

法律、施行令施行後の他市の状況について把握をしているのかとの質疑に対し、埼玉県志木市が来年4月1日から施行するというので、現在議会に提案しているとの答弁がありました。

収入役業務の権限、専決見直しの考え方についてはとの質疑に対し、これまで100万円未満の支出に関する権限を会計課長が専決しており、2,000件以上の取り扱いがあったが、今回の見直しで1,000万円以下を会計課長に専決することができるようにした。

また、定型的な報酬、給与、賃金、共済費、その他支払いが明確になっているもの、電気、ガス、水道、郵便の支出等を会計課長の専決が可能と判断して、現在字句の整理を行っているとの答弁がありました。

これからの組織をどうするのかとの質疑に対し、自立に向けていく過程の中で人事、機構に向けて適正な配置、適正な事務執行に向けて努めたいとの答弁がありました。

次に、議案第64号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

市長の勧奨割り増し相当額を幾らにおさえているのか、また退職金2,900万円のうち割り増し対象額が幾らあって、条例改正による期末手当の減額措置額は幾らになるのかとの質疑に対し、勧奨に係る相当額については960万8,484円、今回の減額措置により4年間の期末手当の削減で961万2,005円の削減となるとの答弁がありました。

特別職の本来の支給額、期末手当の率、役職加算額がどんな推移できたのかとの質疑に対して、平成16年まで市長、助役、収入役とも給与減額10%、期末手当に係る加算率を20%であったものを15%にしている。今回16年度で市長の給与を20%、助役、収入役、教育長15%、役職加算を15%から10%、期末勤勉手当を0.5カ月分の減額を2年間にわたり措置しようとするものとの答弁がありました。

勧奨の手続き、また手続きをしたときの状況、勧奨の扱いに関して、北海道市町村職員退職手当組合に裁定に向けた手続きをされた

のか、議論をどのようにしているのかとの質疑に対し、10月下旬から電話等による照会のほか、北海道市町村職員退職手当組合に出向き、協議をしてきた。協議内容については、すでに支払い済みの退職手当について請求時に内容が誤りがあったのかどうか、裁定内容に変更が生じたのかどうかということで、市長が退職手当組合に再裁定を申し出ることが原則である。市としては、現市長が勧奨の承認を申し出た場合について、前市長から勧奨退職についての承認されたもので、市として勧奨の手続き上に誤りがあったという判断はしていない立場から、裁定については行わないという判断をしているとの答弁がありました。

以上にわたり議案第63号及び第64号の以上2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認をいただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第65号について、矢部経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長矢部正義君（登壇）

ただいま議題となりました議案第65号美唄市都市公園条例の一部改正の件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果をご報告いたします。

経過といたしましては、12月13日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第65号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

従来の条例では、公園施設等に知らない間に工作物等を設置した場合、手がつけれな

かったのかとの質疑に対し、改正前、改正後の条例についても公園施設の中に設置する場合には公園管理者の許可が前提であり、無断にやるということになれば撤去してもらうことになるとの答弁。

次に、条文内容の変更点について質疑があり、改正点は主に2つあり、公園管理者が工作物等保管した場合の手続き関係について法律でも改正されたことにより、今回条例の中で新たに規定。もう1つは立体都市公園の規定が法律の中で新たに追加されたとの答弁がありました。

以上により、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 これより議案第63号及び議案第64号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） ただいま議題となりました議案第63号美唄市収入役事務兼掌条例制定の件について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

本件については、本年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律の定めにより、政令で定める市においても町村と同じく条例

で収入役を置かず、市長または助役にその事務を兼掌させることができるものとされました。そして、本年11月10日を施行期日として、地方自治法施行令の一部を改正する政令により、収入役の事務を兼掌させることができる市を人口10万人未満の市と定められました。

このような経過の中で提案されたこの条例は、美唄を思う人からの提言や忠告を受けて市長が熟慮、そして決断されたと承知をしています。市長の謙虚な姿勢とともに、その決断力を率直に評価いたしたいと思います。

賛成する理由の1つは、美唄市をいま取り巻く未曾有の財政の非常事態とも言える状況、それに対する自立のプランの中で明らかにされたように、市も職員も、そして議会も市民の皆さんも自立に向けてそれぞれの責任と役割りを果たしていこう、小さな市役所に向けて市民一丸となって耐えるものは耐えていこう、そういった意思統一のもとにこの自立の選択がされたという状況があります。事務の簡素合理化は、過去毎年のように叫ばれていますが、なおそのことが求められている、美唄の将来にとって大切なことだと、こういう状況に合致をする判断であるということが理由の1つであります。

2つ目は、近年財務事務、会計事務の合理化、機械化が図られてきておりまして、業務量の減少もそれぞれ皆さんの努力で進められてきているわけでありまして、助役の事務の兼掌に当たり、収入役の事務を兼掌する助役の専決等に関する規定を制定し、支出負担行為の審査、確認の事務に関して会計課長の権限を見直すなど、遺漏のない準備を整えたこと、以上がその賛成する理由であります。

少しく意見を申し上げたいと思います。

助役が収入役の事務を兼掌する、そういう条例が出されたわけですが、会計事務に関しては独立の権限を持ち、地方公共団体を代表する立場、そして収入役業務の責任と権限に変化はありません。いままでの行政の執行機関が同時に出納事務を担当することが適当でないとの判断、これも考え方は変わるものではありません。事務を兼掌しようとする助役、そして会計課長をはじめスタッフの皆さんのご苦勞は多いと思いますが、収支の命令機関と収支の執行機関とを分離せしめているという原則を再認識して、今後その職に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、財務会計制度の改善強化についてであります。このたびの法改正と同時に、財務会計制度に関する手続きについて、支出命令の簡素化の措置がなされました。これらの実施に関しましては、美唄におけるいままでの支出に当たっての諸作業の見直しもあわせて行っていただき、支出調書の減少等、具体的な改善に向けて早期に、この法律の趣旨を生かして実施に移されるようお願いをする次第であります。

次に、先ほど委員長報告にもありましたように、組織のありように関して、この助役が収入役業務を兼掌するという、これを契機にして、本来目指す組織のスリム化、新たな部局新設等についてのより慎重さが求められること、屋上屋的な組織をつくることはまさに避けるべきであること。そして、部長職の役割りの認識についても、総務委員会の質疑の中でも議論がなされました。収入役業務は、市長の名代としての役割りも多く担っていま

した。市長の補助職員としての役割りもあったわけであります。この際、所管する最高責任者であります部長職の役割りをさらに認識をされて職務に当たっていただきたい、このことをご要望申し上げたいと思います。

最後に、収入役伊藤順一さんにこれまでの職務に対するまじめな姿勢と、そして公私をしっかりと峻別をされ、清廉潔白に職に当たられたことについて、感謝を申し上げる次第であります。この美唄市から収入役がいなくなるという、私どもにとりましても感慨深いこの議会に当たりまして、この8年間、井坂市長在任中、苦勞をともにされて、そして会計事務にかかわるミスを1度も起こさず、不祥事もない、そういう状況をつくってこられました。あわせまして、この助役の事務の兼掌に当たりまして、新たな体制づくりについてもいろいろと知恵を出し、その準備についてご尽力をいただいたとも仄聞をしている次第でございます。市政に大きなご貢献をされたことを、この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

以上申し上げまして、賛成討論にかえる次第でございます。

●議長中西勇夫君 これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号美唄市収入役事務兼掌条例制定の件及び議案第64号美唄市特別職の

職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第65号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号美唄市都市公園条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、議案第66号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第7、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第66号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、村上忠雄教育委員会委員が12月18付で任期満了となりますので、本市教育委員会委員として引き続き村上忠雄氏を任命いた

したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第67号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、藤井忠一教育委員会委員が12月18付で任期満了となりますので、本市教育委員会委員として新たに工藤勝善氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第68号美唄市監査委員選任の件であります。

本件は、本市監査委員として川村英昭氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、岩城良雄委員が平成17年3月31日付をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として新たに花井捷明氏を法務大臣に対して推薦いたしたく人権擁護委員法の規定により議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、鈴木重孝委員が平成17年3月31日付をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き鈴木重孝氏を法務大臣に対し推薦いたしたく人権擁護委員法の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、各案件について提案理由をご説明申し上げますが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第66号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第66号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第67号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第67号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第68号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第68号美唄市監査委員選任の件**は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問第1号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり可と決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問第2号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり可と決定されました。

この場合、収入役を退任されます伊藤順一君、教育委員長を退任されます藤井忠一君からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

まず、伊藤順一君。

●収入役伊藤順一君（登壇） 12月18日をもって収入役を退任いたしますので、お許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

2期8年の長きにわたりまして収入役の職責を何とか全うできましたことは、ひとえに市議会議員の皆様のご指導、ご厚情によるものと深く感謝申し上げます。

私が就任した翌年は、日本経済が金融などで大変な状況になっておりました。本市におきましても、北洋銀行に指定金融機関を変更するなど、私にとりまして大変貴重な経験をさせていただきました。

現在は、三位一体の改革など、地方を取り巻く環境は一層厳しくなっております。行政のスリム化は、いま時代の流れとなっております。このため、ただいま議決をいただきましたように、市として初めて収入役の業務を助役が兼掌することになりまして、折しも私が最後の収入役ということでございまして、まことに感慨深いものがございます。

市議会議員の皆様におかれましても、本市の自立に向けた多くの課題がございますが、どうか今後とも健康にご留意くださり、市政進展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます。私も一市民として微力ながら応援させていただく所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今日までお寄せくださいましたご厚情に重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご交誼を賜りますようお願い申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

●議長中西勇夫君 次に、藤井忠一君。

●教育委員長藤井忠一君（登壇） 本会議の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

ことしの12月18日の任期をもちまして退任をさせていただくことになりました。教育委員長として6年10カ月、また教育委員を通算しまして3期12年務めさせていただきました。その間、反省すべきことが多い私ですが、議員皆様、市理事者の皆様、また市民の皆様には本当に並々ならぬご指導とご支援、ご協力をいただきまして、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。いまは、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

最後に、美唄市の限りなきご発展を祈念いたしますとともに、皆様のご健康とご活躍をお願い申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。長い間、大変ありがとうございました。（拍手）

●議長中西勇夫君 次に日程の第8、美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙管理委員会委員に後藤泰彦君、間島恭一君、熊野宗男君、横山勝美君を、

選挙管理委員会委員補充員に田川恭一君、福田征機君、岩本健一君、平野豊明君の以上被指名人をもって当選人と定めること並びに補充員の順序は指名順序によることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、美唄市選挙管理委員会委員及び補充員は指名のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第9、意見書

案第26号米政策改革に関する意見書ないし日程の第15、意見書案第32号高齢者虐待防止法の制定を求める意見書の以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第26号及び意見書案第27号の以上2件について、13番谷村孝一君。

●13番谷村孝一君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第26号及び意見書案第27号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

米政策改革に関する意見書

16年産の全国作柄は、台風被害などで平年作を下回っているものの、米の市場価額は低迷をしている状況であり、生産者の不安が高まっております。

このまま米の価格が再生産可能な価格まで回復しなければ、大きな打撃を受けるのは農業収入で経営と生活を支える主業農家などの担い手農家であり、担い手の育成が強調されている地域水田農業ビジョンそのものが、崩壊する危険性があります。米政策改革はスタート年から大きくつまづいてしまうことになります。

つきましては、生産者が米政策改革に安心して取り組めるよう、生産現場の実情に即した意識のもと、制度の見直しと新たな制度策定を行うよう政府に対して、下記の事項を添えて強く要望します。

記

1. 価格下落時のセーフティネットである各対策が十分機能しないことが現実となった。国は制度策定の責任を果たし、生産者が再

生産可能な最低限の所得が確保できるよう、担い手経営安定対策における生産者拠出金を含む造成基金の使途を柔軟に対応するなど、あらゆる対策に最善の努力を払うよう強く求める。

2. 国と生産現場では必要な価格・所得水準の大きな隔たりがある。自助努力としての生産コストの縮減にも限界があることにかんがみ、少なくとも再生産可能な価格・所得を基準に据え、農家経済の安定化が図られるよう国の意識改革を強く求める。

3. 農家は単なる生産だけでなく、地域社会の環境・国土保全など、多種多様にわたる重要な役割を果たしている。我々が求める真に農業者のためになる「直接支払制度」を早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

新たな食料・農業・農村基本計画策定に関する意見書

環境の保全、食の安全・安心などに国民的な関心が強まる今日、農業・農村の多面的機能の発揮は、食料の安定供給とともに重要な政策課題です。

食と環境の世紀と言われる21世紀の農政命題は、「食料と環境財の結合生産への対応」と言われています。我が国の農業・農村に対する政策手法を、食料の供給だけに止めず、多面的機能にも軸足を置くものに改めるべきです。

WTO農業交渉やFTA交渉などが厳しい

局面を迎える今日こそ、21世紀にふさわしいグローバルな農政改革を進め、農業・農村の持続性を確保すべきです。

このため、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たり、下記事項について強く要望します。

記

1. 担い手政策の在り方について

(1) 担い手の基本となる認定農業者制度については、市町村の農業振興計画などを踏まえ、地域独自の認定要件が設けられるよう措置すること。

また、地域水田農業ビジョンで位置づけられた担い手、集落営農や作業受託等の生産組織なども担い手として明確化すること。

(2) 経営の面積規模等にかかわらず、中小規模の専ら農業を営む者や経営意欲のある農業者などを担い手の対象とすること。

(3) 米価の下落などで経営悪化に陥っている担い手について、経営の維持・再生が図られるよう各種の再建支援策を講ずること。

2. 農地制度の在り方について

(1) 優良農地を確保するため農地の転用規制や監視体制を強化するとともに、株式会社の農地取得につながる農地制度の改正は行わないこと。

(2) 農地保有合理化事業について、一時貸付期間等の特例措置の要件緩和や分割払いなど制度を拡充するとともに、担い手に対する長期・低賃貸料による貸付制度を創設するなど農地の利用集積の促進を図ること。

3. 経営安定対策（品目横断的政策）について

- (1) 国内農業と諸外国との生産性の格差を是正し、農業の持続的な発展と食料の安定供給に資するため、主業的農家の作付面積等に対して直接的な補填を行う「経営維持直接固定支払政策」を創設すること。
- (2) 水田作・畑作への品目横断的政策の導入に当たっては、主業的農家が再生産可能な所得が確保できる支援水準と、支援に必要な十分な財政を措置すること。
- (3) 価格支持政策の廃止等で大幅な価格下落が続いている米について、担い手の経営維持が可能となる実効性の高い経営安定政策（所得補填措置など）を早急に講ずること。
- (4) 農産物の市場価格の著しい変動（下落）に伴う主業的農家への影響を緩和するため、経営を単位とする「収入金保険制度」を創設すること。
- (5) 野菜、果樹、畜産などについては、需給調整や価格安定制度などの拡充・強化を図りつつ、早急に経営を単位とした経営安定対策を導入すること。

4. 農業環境・資源の保全政策の確立について

- (1) 農業・農村が地域資源（農地や水等）を活用して発揮される多面的機能（外部経済効果）に対して「環境等直接支払政策」を創設し、適切に維持・管理されている農業者の全耕地面積に対する直接支払いを行うこと。
- (2) 環境負荷を軽減ないし環境便益を優先

させる資源循環型の農業生産（慣行農法からクリーン農業、有機農業などのエコ農法）に取り組む農業者に対し、耕作面積等に直接支援する「自然循環機能等直接支払政策」を創設すること。

- (3) 土地改良事業等について、道路・用水路など公共部分は既往事業を含め農家負担を無くするとともに、用水路など公共部分の保全管理に要する経費は、全額公費負担とすること。

5. 食料自給率目標を初め政策展望の目標や指針等について

- (1) 食料自給率の向上目標を設定するとともに、戦略作物などの生産振興など目標実現に向けた具体策を明示すること。

また、国内農業生産の拡大や日本型食生活の推進普及等に資する諸施策を拡充強化すること。

- (2) 農業構造の展望については、農業・農村の多面的機能の保全を図るため、農家戸数の減少や過疎化の深化を招くことのないよう十分配慮すること。

また、営農類型の策定に当たっては、実態との乖離が大き過ぎることがないように配慮するとともに、農家が経営指針として十分活用できるよう設定すること。

6. 食の安全・安心の確保など諸施策の在り方について

- (1) 農業生産の在り方について、効率優先から食の安全・安心を確保する農法への転換を促進するとともに、遺伝子組換作物の種子汚染や環境等への影響を防止するため、一般圃場栽培などを規制するガイドラインを早急に作成すること。

(2) 農業生産資材の内外価格差を是正する行動計画を明示するとともに、規制緩和（自家用貨物自動車の車検有効期間の延長など）を行うこと。

また、インターネット商取引など競争条件を推進する体制整備を図ること。

(3) 食べ物や農業・農村に関する食農教育の推進を図るとともに、地産地消運動などを支援する施策を強化すること。

7. 農村振興政策について

(1) 中山間地域等直接支払制度について、畑地における傾斜の勾配基準の緩和や個人への支払額の大幅な増額など、条件不利地政策として改善充実すること。

また、集落協定部分については、地域における主体的な農村振興などへの取り組みを支援する新たな交付金制度として拡充強化すること。

(2) 農村における定住条件を確保するため、道路や下水道、教育、文化施設など基本的な生活環境整備を促進するとともに、無医村地区の解消など農村医療や介護・福祉の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第28号について、10番米田良克君。

●10番米田良克君（登壇） ただいま議題と

なりました意見書案第28号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成17年度地方交付税所要

総額確保に関する意見書

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となりました。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来たさないようにすべきであります。

よって、国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものであります。

記

1. 昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来たすことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。

2. 税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。

3. 地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第29号について、15番内馬場克康君。

●15番内馬場克康君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第29号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市における自衛隊削減を しないことを求める意見書

去る12月10日閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」については、決定に至る議論の中で、北海道内の自衛隊を削減するという内容の議論がされてきました。私たち北海道に暮らす者としては、自衛隊について我が国土の防衛、大規模災害出動の役割とともに地域振興面における極めて重要な位置にあると認識しております。

美唄市においても、これまで陸上自衛隊美唄駐屯地とともにまちづくりを行いながら共存してきた歴史があり、隊員の定数や装備の削減あるいは駐屯地の廃止が実施された場合、災害の対応など地域の安全確保という面からも、住民不安は増大し、さらには地域経済の破綻、地域の崩壊へとつながる懸念があります。

今後、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」による防衛力の具体的な内容の決定に当たっては、このよ

うな美唄市の切実な思いを踏まえ、最大限の配慮をされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第30号について、1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第30号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

所得税定率減税に関する意見書

政府税制調査会の会長は、所得税・住民税の定率減税を06年度1月から2年間で全廃する方針を明言しました。

小泉首相も定率減税の段階的縮小は、「選択肢だ」と述べ、谷垣財務相が消費税増税は07年度からと発言するなど、大規模な庶民増税への言及が相次いでいます。

恒久的減税と言われた、定率減税を廃止すれば国民負担は新たに3.3兆円も増えます。廃止の影響が大きい中低所得者世帯では、所得税・住民税の税額が2割強も上乘せされることになります。

この庶民増税案は、消費拡大への重大な足かせとなり、景気回復の障害になると中小業者から不安の声が出されています。

また、政府は年金の国庫負担引き上げは働き盛りの人たちの保険料負担を抑えるためと

説明していましたが、これに照らせば働き盛りの負担増を迫るのは矛盾しています。

増税しても景気を悪化させたら、財政再建どころか赤字が増えることは必至です。

よって、政府においては、所得税率の定率減税の廃止を一方向的に強行しないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第31号及び意見書案第32号の以上2件について、16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第31号及び意見書案第32号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

大規模災害の対策と早

期復旧に関する意見書

本年は、新潟県中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところであります。

この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしています。

この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要であります。

よって、国・政府におかれましては、被災地のライフラインの復旧並びに、被災者への支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予想される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう下記の事項について強く要望いたします。

記

1. 建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講じること。
2. 北海道管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。
3. 防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な復旧のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村長に対する警戒情報の発令基準及び避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。
4. 高齢者等の要支援者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

高齢者虐待防止法の 制定を求める意見書

美唄市において地域福祉のまちづくりを進めております。

しかしながら、高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力を振るったりするなど虐待が深刻化しております。しかしながら高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状です。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もあります。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年4月調査結果が発表されました。それによれば、「生命にかかわる危険な状態」に至る事例が1割という深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護支援の専門職の9割が対応は困難と感じていることも明らかになりました。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところです。

そこで、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、下記の内容を踏まえ、高齢者虐待防止法の制定を強く

要望いたします。

記

1. 相談窓口の設置と、早期発見のための通報システムを確立すること。
2. 高齢者を虐待から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
3. 関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。
4. 施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。
5. 高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。
6. 上記の諸対策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月15日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第26号ないし意見書案第28号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第26号米政策改革に関する意見書ないし意見書案第28号平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の以上3件は、原案のとおり決定されました。

これより意見書案第29号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見書案第29号美唄市における自衛隊削減をしないことを求める意見書は、原案のとおり決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第30号ないし意見書案第32号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第30号所得税定率減税に関する意見書ないし意見書案第32号高齢者虐待防止法の制定を求める意見書の以上3件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 以上をもって、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月3日に招集されました本定例会、各関係の皆さんのご協力をいただきまして全議案を議了し、閉会の運びになりました。このことに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

この1年を振り返りまして、202の国と地域が参加をして、第29回のオリンピック競技大会がギリシャのアテネで開催をされまして、17日間にわたって熱戦が繰り広げられました。そんな中で、日本選手が目覚ましい活躍とオリンピック競技を通じて我々にたくさんの夢と感動を与えてくれたんでないかというふうに考えます。

また、ことは各地で異常気象による豪雨や台風が発生をいたしました。本市におきましても、何とか豊穰の秋を迎えることができる矢先の9月8日の台風18号が北海道に上陸し、強風により甚大な被害を受けたわけがあります。さらに、10月23日には新潟県を襲った中越地震により多くの人が被害に遭われました。2、3日前の新聞でありますけれども、ことし1年を漢字1文字で表現をすると「災」と、災害のサイですね、「災」という漢字だというふうに新聞に出ておりましたけれども、大変多くの災害があったわけでございますけれども、被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復旧をお祈りしているところでございま

す。

本年は、ご承知のように美唄市長選が執行されました。井坂市長にかわって桜井市長が市政を担当することになりました。地方自治においては、国の「骨太方針2004」における三位一体の名のもとに税源の移譲による国庫補助負担金の廃止や地方交付税の削減により地方財政の悪化などが経済や市民生活に大きな影響を与えているところでございますし、さらには雇用情勢の悪化など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあります。

このような中で、執行機関、議会が一緒になってこの難局を乗り切り、市民の負託にこたえていかなければならないものと考えております。今後とも理事者並びに議員各位の一層のご精励をご期待申し上げる次第であります。

いよいよ本格的な厳しい寒さを迎えるわけでございますけれども、各位にはくれぐれもご自愛くださいませ、ご清福のうちにご多幸な新年を迎えられますようにご祈念を申し上げます、本年最後の議会におけるごあいさつにかえる次第であります。

これをもって、平成16年第4回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時05分 閉会

